

行政文書の管理に関する規則の改正案について

1 改正の経緯

知事が保有する行政文書の管理に関する規則の別表（以下「基準表」という。）は、文書の作成、整理・編纂、保存期間及び保存期間満了時の措置（移管又は廃棄）を定める基準であり、職員は、基準表に基づき行政文書ファイルの保存、整理を行っている。

このたび、各所属に基準表の見直しについて照会し、検討のうえ、基準表の改正案を作成したことから、今回、委員会の意見を聴くもの。

第1回委員会で報告した行政不服審査法の改正に伴う見直しと合わせて、平成28年4月1日から施行予定。

2 改正の概要

規定の整理等の見直しを行う。

- ① 基準表の性質区分「不服申立てに関する裁決又は決定（審議会等における検討等を含む。）及びその経緯」で、「審査請求」、「裁決」等に改正する。（行政不服審査法の改正に伴う整理）
- ② 基準表の性質区分「応訴及びその経緯」で、「代理人に関する文書」について、民事訴訟法第54条に基づく訴訟代理人であることを明確にするため、「訴訟代理人に関する文書」に改正する。
- ③ 熊本県環境影響評価条例を平成26年12月に改正し、新たに配慮書手続や環境影響評価図書公表手続等を創設したため規定を追加する。併せて、「アセス審査会」を「環境影響評価審査会」に改正するなど規定を整理する。
- ④ 基準表の性質区分「資金の管理及び運用に関する事項」で、「8月期分析(3月決算対象)」及び「2月期分析(9月決算対象)」を「金融機関経営分析」に統合する。

3 改正点

別添「知事が保有する行政文書の管理に関する規則新旧対照表」のとおり

(参考条文)

○熊本県行政文書等の管理に関する規則（平成24年規則第26号）

（条例第4条の作成すべき文書）

第2条 職員は、別表の各項の性質区分欄に掲げる事項について当該各項の業務の区分欄に掲げる業務を行うときは、当該各項の文書の類型欄に掲げる文書の類型を参酌して文書を作成しなければならない。

別表(略) ←「基準表」